

令和 7 年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和 7 年 5 月 7 日（水） 10：50～11：10

2 開催場所 青森市役所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

3 対象施設 増館農村センター、増館健康センター

4 出席者

（1）選定評価委員 委員長 沢 木 正 明（企画部次長）
副委員長 越後谷 和 人（総務部次長）
委 員 西 村 晴 夫（東北税理士会青森支部税理士）
委 員 小松原 聡（青森中央学院大学教授）
委 員 木 村 久美子（市民部次長兼行政情報センター所長）
委 員 齊 藤 寿 一（環境部次長）
委 員 横 山 明 典（経済部次長）

（2）施設所管課（農林水産部農地林務課）

主 幹 中 村 忠 智
主 査 高 橋 智佳子
（浪岡振興部健康福祉課）
課 長 渡 邊 俊 和
主 幹 宮 川 博 之

（3）制度所管課（企画部行政資産経営課）

課 長 岩 渕 寿 哉
主 幹 長 内 寛 幸
主 査 澤 田 朋 紀
主 査 櫻 田 博 光

5 案 件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- （1）指定管理者制度導入の適否：適
- （2）指定期間：5 年間
- （3）利用料金制：導入する（増館農村センター）
なし（増館健康センター）
- （4）募集形態：非公募
- （5）グルーピングの適否：適（2 施設一括管理）

7 主な質疑内容

委員：(様式2) 概要調書の(2)財務状況の中で、増館健康センターの収入内訳が指定管理料及び町内会繰入金となっているが、収入より支出が上回った分を町内会が負担しているということなのか。

施設所管課：指定管理料を上回る部分については、町内会経費にて賄っている。

委員：町内会経費にて賄っていることについて、町内会はそれを良しとしており、基本的には、今後も町内会が施設を使用していくということになるのか。

施設所管課：支出が上回った分については、今後も町内会が負担していくとともに、町内会が主に施設を使用していくという認識である。

委員：施設は、毎日午前9時から午後9時まで開けているのか。

施設所管課：町内会において鍵を管理しており、使用する場合にのみ開けている。

委員：健康センターにおいて、健康相談等に関する専門の方が常駐しているのか。

施設所管課：介護予防等に関する取組を行う際に、その主催団体が介護予防に詳しい専門の方を招いている。

委員：(様式2) 概要調書の(2)財務状況の中で、増館健康センターの令和3年度から7年度までの5年間すべてにおいて、指定管理料提案額が同額となっているのはなぜか。

施設所管課：指定管理者側が、管理・運用に要する経費が、すべての年度で同額になるものと見込んだためと認識している。